

財務省告示第三百六十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十六年七月二十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百零六十一回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一條第一項
三	の法律及びその適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替に關するものは日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第二十四條第三項第四号に規定する郵便貯金資
五	発行額	金額による引受け 四千四百八十億円
六	払込金額	四千百九十九億七千二百二十万
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行行	平成十六年七月二十六日
十	発行価格	額面金額百円につき百円四十四
十一	利率	年一・八パーセント
十二	経過利率	日本郵政公社総裁は、払込金額

の
払
込
み

に
加
え
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
第
十
八
号
に
規
定
す
る
期
日
に
払
い
込
む
も
の
と
す
る
。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.8}{100} \times \frac{36}{365}$$

十
三

初
期
利
子

平
成
十
六
年
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
次
の
算
式
に
よ
り
算
出
し
た
金
額
を
支
払
う
。
た
だ
し
、
支
払
期
が
銀
行
休
業
日
に
当
た
る
と
き
は
、
そ
の
翌
営
業
日
に
支
払
う
（
以
下
、
次
号
及
び
第
十
五
号
に
お
い
て
規
定
す
る
期
日
に
つ
い
て
同
じ
。
）
。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
四

第
二
期
以
後
の
利
子

毎
年
六
月
二
十
日
及
び
十
二
月
二
十
日
を
支
払
期
と
し
、
各
支
払
期
に
お
い
て
、
そ
の
日
以
前
六
月
間
に
属
す
る
利
子
を
支
払
う
。

十
五

償
還
期
限

平
成
二
十
六
年
六
月
二
十
日
額
面
金
額
百
円
に
つ
き
百
円

十
六

元
利
金
支
払
所

日
本
銀
行

十
七

払
込
期
日

平
成
十
六
年
七
月
二
十
六
日

十
八